

第4回 「新しい公共」推進会議 議事録

-
- 1 日時： 平成23年1月25日（火）13:29～14:35
 - 2 場所： 官邸4階 大会議室
 3. 出席者：
 - （委員出席者）
 - 小澤 浩子 東京都赤羽消防団副団長
 - 加藤 好一 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長
 - 金子 郁容 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
 - 兼間 道子 特定非営利法人日本ケアシステム協会会長・新しい公共をつくる市民キャビネット共同代表
 - 北城 恪太郎 日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問
 - 佐野 章二 ビッグイシュー日本代表
 - 白井 智子 特定非営利活動法人トイボックス代表理事
 - 高橋 公 特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター専務理事・事務局長
 - 坪郷 實 早稲田大学社会科学総合学院教授
 - 寺脇 研 京都造形芸術大学芸術学部教授
 - 中竹 竜二 財団法人ラグビーフットボール協会コーチングディレクター
 - 藤岡 喜美子 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPO センター事務局長、一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長
 - 向田 映子 女性・市民コミュニティバンク理事長
 - 山口 誠史 特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)事務局長・理事

（政府出席者）

- 菅 直人 内閣総理大臣
- 枝野 幸男 内閣官房長官
- 玄葉 光一郎 内閣府特命担当大臣（「新しい公共」）
- 福山 哲郎 内閣官房副長官
- 鈴木 克昌 総務副大臣
- 五十嵐 文彦 財務副大臣
- 鈴木 寛 文部科学副大臣
- 小宮山 洋子 厚生労働副大臣
- 逢坂 誠二 総務大臣政務官
- 宮崎 徹 内閣府本府参与

(党出席者)

松井 孝治 「新しい公共」調査会会長代行
辻元 清美 「新しい公共」調査会事務局長代理
西村 智奈美 「新しい公共」調査会事務局長代理
岸本 周平 「新しい公共」調査会事務局次長(筆頭)

4. 議題：

- ・ 政府の取組について
 - ・ 今後の検討事項について
 - ・ 意見交換
-

○金子座長 それでは、時間になりました。ただいまより、第4回「新しい公共」推進会議を開会したいと思います。

本日は、大変急な御案内にもかかわらず、皆さん御出席いただきましてありがとうございます。多少御出席になられる委員の方がいつもより少な目なのですけれども、内閣改造後できるだけ早く、また国会も始まっておりますので、会議を開催したいと考えて本日お集まりいただいた次第です。

今日は、諸事情から1時間だけということでございますので手際よく進め、また次回にたっぷりと時間を取りたいと思います。

本日の会議は、これまでと同様にインターネットで会議の様態を公開しております。また、会議後、内閣府ホームページで動画配信予定としておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして玄葉大臣からあいさつをいただきます。よろしくお願いたします。

○玄葉内閣府特命担当大臣 どうも皆さんこんにちは。御多忙の中、いつもながらお集まりいただきまして大変感謝申し上げます。

皆さんのお陰で、まずは「新しい公共」の大きな一歩を踏み出したと申し上げても過言ではないと思います。市民公益税制について税額控除をとることになりますし、同時に認定基準を大幅に見直しすることになりました。なかなかこれは認識しておられる方が少ないです。でも、詳しく、かつわかりやすく説明いたしますと、これは日本の社会のありようが変わってくるということを感じていただける、そんな感じです。

大事なことは、是非皆様からもこのことをさまざまな方にお伝えをしていただきたいということと同時に、税法が通らないといけないということがございまして、これは皆様からも各党にこういう話は政局に活用しない、利用しないということで働きかけをしていただきたいと思います。

また、後ほど説明があろうかと思いますが、「新しい公共」の関連予算もめり張りを付けながらやっていくということでございます。

金子先生ともお話をしていますけれども、行政との関係、あるいは、担い手の更なる基盤を整えるという作業もまだまだ課題としてあると思いますし、今日は北城会長もいらっしゃいますが、担い手としての企業の在り方もやはり大きな課題だと思っておりますので、是非この会議の中で一定の方向性を、今日中にといいわけではありませんけれども、この会議で一定の方向性を出していただいて、更に大きな一歩を踏み出せるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

どうも今日もありがとうございました。

○金子座長 ありがとうございます。阪神・淡路大震災の前は日本にはボランティア文化はないと言われましたが、それが阪神・淡路大震災の後、しっかり根付いたということがございます。これを機会に是非、寄附文化も今はない、ないと言われておりますけれども、そんなことはないということを実証し、できたら個人寄附1,000億円くらいを1年間で到達するようなことになると、地域主権がさらに進展して、個人がまさに社会のベースになるといったようなことが始まるかもしれません。ありがとうございます。

それでは、今、玄葉大臣の方からもお話がございましたけれども、昨年末に政府の来年の予算案

がまとめられております。予算措置の状況など、「新しい公共」関係の政府の取組み状態について、逢坂政務官の方から御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○逢坂総務大臣政務官 逢坂でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料1をご覧ください。政府の取組みについて説明をさせていただきます。

お手元の資料は政府の取組みをまとめたものでございますが、まず2ページをご覧ください。2ページの冒頭、税制について先ほど玄葉大臣からもお話がございましたものをまとめてございます。これにつきましては、詳細は御承知のとおりと思いますので説明を省略いたします。現在、政府ではこの税制改正大綱に沿いまして税法の改正の準備やら、あるいは新たな認定制度に関する法整備に向けてさまざまな準備をいたしているところでございます。合わせて、自治体の皆様とも意見交換をしながら新しい認定の仕組みが円滑に進むように、いろいろ課題もなくはないんですけども、一生懸命、今やっているというところでございますのでよろしくお願ひいたします。

次に、予算について説明をいたします。2ページの下でございますが、22年度補正予算で234億円を計上させていただきました。23年度の政府予算案がこれから審議されるわけですが、そこには1,858億円、関連予算として計上してございます。合計2,092億円でございます。

その内容は、大きく4つの柱がございます。次の6ページをご覧ください。1つ目の柱は、「基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援」を内容とするものでございます。NPOなどの寄附募集への支援やつなぎ融資、債務保証の円滑化等を通じて自立的活動を支援する「新しい公共」支援事業などが計上されてございます。

次に、8ページへお進みください。足早で大変恐縮です。第2の柱は「社会的活動を担う人材育成、教育の充実」、そのポイントでございます。例えばスポーツコミュニティの形成を促進するため、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、トップアスリートの配置等を行う事業などが計上されているところでございます。

次に、11ページへお進みください。3つ目の柱は「国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成」ということでございます。本会議で市民セクターと政府の関係の在り方について検討いただくことになってはいますが、その経費を計上しているということです。

次が最後でございますが、4番目の柱、企業の公共性や社会性に目を向けた経営を支援するためのソーシャルビジネスとの連携・協働の促進等のための経費が計上されているということでございます。大きく4つの柱で予算を動かしていこうということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○金子座長 ありがとうございます。これもちゃんと成立しないと絵にかいたもちになりますので、しっかりと国会の審議を経て成立をしていただきたいと思います。

それでは、今日は後で菅総理がおいでになります。そのときに、寄附税制の法案が速やかに国会を通るよという事で皆様には既にお送りしておりますけれども、私たちの声明文というか、メッセージを読み上げたいと思いますので、それまでの間、御議論いただきたいと思ひます。

本日御議論いただきたいのは、前回からの持ち越しになっていた案件です。「新しい公共」のフェーズ1が円卓会議だとしたら推進会議で「新しい公共」のフェーズ2に入ったのかと思ひます。そ

ここで、どんな検討事項をこれから取り上げていくかということについて、前回メンバーからたくさん資料を出していただき、また前回の推進会議でかなりいろいろな御意見をいただきました。それを踏まえつつ、私の方で座長案ということで検討課題というものを作成しました。これにつきましては玄葉大臣、それから逢坂政務官とも意見交換をしながら、また、松井さんにも入っていただいて検討事項を話しました。それを整理したものでございます。まずそれを簡単に説明させていただき、その後、皆様方から、今日はこれを最終決定するというではないんですけども、一応今日の会議で方向性の方は確認をいただきたいと思っております。私の方から手短かに資料の2と3というものを説明したいと思います。

簡単に言うと2の方は、前回私が出しました5つの項目の検討事項はちょっと項目がたくさんあり過ぎたので3つにまとめました。これに、皆様方からいただいた意見を加味して書いております。これが全部推進会議でできるということではないんですけども、このようなことが皆様方からいただいたものだということで並べました。もちろん皆様方からいただいた意見を全部ここに盛り込んでいることではございませんが、私としてはできる限り入れたつもりでございます。これだけしか議論しないということではありませぬので、その点は御理解いただきたいと思っております。

資料3の方は後で説明しますけれども、資料2を踏まえて私の方で個人的見解も含めて、少しそれを整理したビジョンのようなものを説明したものです。

では、まず資料2の方をごらんください。先ほど申し上げましたが、前回まで5つあった項目を3つに大きくくりをいたしました。

まず、「新しい公共」に係る政策の推進と評価プロセスの実現」ということで、これに関しましては前回、北城さん、坪郷さん、兼間さんなどから意見をいただいたものをここにしているつもりです。

まずは今、逢坂政務官の方から説明のあった「新しい公共」関係予算のPDCAサイクルをしっかりと確立して、ちゃんとウォッチをしていく必要があるということです。「新しい公共」については予算、もし予算が成立すればですけども、これが無駄に使われないように、ちゃんとソーシャルキャピタルが高まるようにということをしつかりと我々も関心を持っていこうということです。

それから、先ほど来御説明のあった市民公益税制の推進と評価をここでしていこうということです。今日、後で読み上げますメッセージもその一環ということです。

2番目は「新しい公共」と行政の関係の在り方、それからこれは玄葉大臣のキャッチフレーズをそのまま使わせていただきまして「活私豊公」社会というキーワードを付けまして、それを推進する活動基盤の整備ということで2つの項目に分かれております。この2番目の項目に関しましては専門調査会が立ち上がって既に会合が開かれております。皆さん方で参加されている方もいらっしゃると思っておりますけれども、そこでの専門的事項に関する調査を踏まえまして我々推進会議でも議論し、またはその意見をいただいて推進会議で提言をする。専門調査会と推進会議を同時並行的に進めながら、最終的には専門調査会の意見をいただいて、ここで提言をまとめようということです。

ちなみに、専門調査会が行う専門事項につきましては2ページ目の最後にまとめてありますので、後でごらんいただきたいと思っております。

1つは「新しい公共」と行政の関係のあり方で、これは推進会議の大変重要な柱の一つとっております。まずは市民セクターと行政の人事交流の仕組みづくり、特に行政の方から市民セクターに行くような人たちは休職とか兼業とか給与の問題をどうするのかといったようこと。また、そういう方々には、NPOなり、ほかの地域組織の現場に行って実際に何が起きているかということをしかりと勉強していただくと言うと失礼ですけれども、そういう機会を是非つくればというふうな御意見がございました。これがひとつの大きな柱ではないかと思ます。

また、これは円卓会議以来続いておりますけれども、市民セクターとの公契約や協約の問題、これは日本版コンパクトということでも言われましておりました。それとともに、前回行政のサービスの質の担保をどうするのか。住民参加はどうするのかという御意見がございました。そういうものをここにしております。

また、政府や自治体における市民参加の推進の一つの有力なツールとして、---議会では「熟議」がうまくいかなかったと新聞に書いてありましたが(笑)---今さまざまところで「熟議」と言うか、言わないかは別にして、さまざまな人たちが集まり、自発的に意見を言い、それをまとめてきちんと提案をしているということが今、例えば文部科学省が関与するものだけでも毎週どこかで必ず起きているといったような状態です。これを少し取り上げて、「熟議」は一番ベーシックな民主主義のプロセスということですが、こういうことを「新しい公共」でも議論していきたい、ないしはそれをサポートしていきたいということで、これも前に御意見のあったものです。

また、これは実は円卓会議のときに鳩山前首相が非常に強くおっしゃったことですが、行政施設等を地域に開くことによる地域活性化です。先ほど総合型地域スポーツクラブなどの話がございましたが、学校の施設ないし市の施設を単純に自由に使えるようにしたら、使いたい人は沢山いるので大混乱になってしまいます。有力なところだけが独占して使ってしまうということもあるでしょう。これは、やはり市民側にソーシャルキャピタルが高い、自発的な取り組みがあつて初めて成り立つことです。

しかし、それが成り立てば日本中の学校の施設が地域の住民に使っていただけるようになるということですので、これは大きなインパクトがあるものです。これも、ひとつの柱かと思ます。

社会にとって非常に重要なインフラストラクチャーとして地縁団体があります。本日も小澤さんがいらっしゃいますけれども、消防団など、そういう団体についても住民の自治の確立と共に話し合っていこうということを挙げております。

ほかにもございますけれども、この2番のところに関しましてはたくさんの御意見が出ました。高橋さん、福島消費者庁長官、藤岡、坪郷、白井、北城、佐野、向田、浅岡、加藤、寺脇、早瀬、兼間さんなど、たくさん意見をいただきました。それをここに盛り込んであります。基盤整備の方では、これも調査会の方で今ワーキンググループをつくってやっていただいておりますけれども、特に非営利組織の情報開示、発信基盤の在り方、それからこれも円卓会議のときから議論しておりますが、「新しい公共」を支える法人制度の在り方、ここに書いてある社会的企業、協同組合の議論もたくさんございました。また、社会的事業所ということもございました。そしてNPOバンクを含めて、先ほど来話題になっています休眠預金をどうするかということなど、金融面からの活動

基盤の活性化ということも議論があっているのではないかと考えます。

3番目は「新たな取組み」ということで、2つのボツにまとめさせていただきました。これにつきましては前回、坪郷、北城、秋山、小澤、山口、早瀬、黒田さんなどのメンバーから御意見をいただきました。

まず、先ほど玄葉大臣の方からございましたけれども、推進会議ではかなりNPOの方が多いんですが、やはり企業、それから市場がしっかりと「新しい公共」の一部として、ないしは中心的なメンバーとして関わっていただくことが社会の活性化につながると思います。「新しい公共」の担い手としての企業の在り方はここにありますように表彰制度や格付け、それからプロボノをどうするか。これも人事交流ですけれども、または例えばエンジェル税制を社会的企業の創業支援に使うといったアイデアも北城さんから出していただいております。

こういったことも含めて、企業の社会貢献活動をしやすくすること、またはこの間、小澤さんからありました消防団などの勤労者が働き、活動しやすくするような仕組みなどですね。さらに、年金ファンドによる社会的責任投資の推進、これは円卓会議で議論されたことですが、これも重要な案件かと思えます。

最後に、「新しい公共」のモデルとなる取組みを紹介して、それをスケールアウトしていく、普及していくということが大事だと思います。これは官邸の方で検討が進んでおります一人ひとりを包摂する社会の実現など、諸制度の対応など、ここに書いてあるようなことも含めてモデルをつくり、これを本当に広げていくということを議題にしたいと考えております。これにつきましては、また後で御議論いただきます。

ほんの1分間だけさらにいただいて、資料3を見ていただきます。詳しく説明すると時間がかかりますので簡単に言いますと、玄葉大臣、逢坂さん、それから松井さんなどとも話し合ったんですが、具体的な行動が大事であります、その背後に社会ビジョンが必要かと考えました。ここに書いてある、ここでは3つ取り上げましたが、こういうビジョンに沿って具体的議論をする。さらに、その背後にはもっと大きな話ですけれども、当事者による民主主義の形成とか、資本主義で、今は強欲資本主義と言われたり、短期的な利益だけを求めてということ、そういう在り方はやはり少し立ち止まって考える時期かなということ。これらについて推進会議で実際に議論するということでは必ずしもないですけれども、そういう大きな考え方の下にここにある「居場所と出番」とか「支え合いと活気」、「活私豊公」、得意分野でひとりひとりが活躍しながら公を豊かにするといったことがあるかなと考えます。

下の方は一つひとつ読みませんが、そのビジョンを実現するためのアプローチというものがだんだん出つつあるなと思っています。ただ、それらのアプローチは真空状態であるのではなくて、いつでも実践例が伴って、その実践の中からそういうアプローチが出てくるのではないかと私は考えましたので、ここに全体を構成した一つの案を出させていただきました。

2ページ目はかなり私の恣意的なものですが、推進会議のテーマをイメージ的に書きました。まず社会ビジョンがあり、今、申し上げたとおり、現実へのアプローチというのは実践の中から出てくるもので、その中からまた制度も出てくるのかなと思いますけれども、その中でここに書かれた

ように上の方は少し専門的な事項として専門調査会で検討していただく。それで、大きな柱はやはり人の交流かなど。税制の方がある程度、片がつきまして、いわゆるカネの問題、活動の「血液」の問題については少し成果があがりました。次に、人の交流というものが、今回の推進会議の大事なポイントかと思えます。これはプロボノのような企業と市民セクターの間の交流もあり、また行政と市民セクターの交流もあるといったことを考えております。

その下にあった3つは、先ほど申し上げたとおり、このようなことも私としてはメインテーマとして取り上げられたらなと考えております。しかし、何度も申し上げますように、これだけを議論するということではございません。いろいろな御意見があると思えますので、ひとつ私のイメージをお伝えするというところで提案をさせていただいたところです。

そういうことで、これに縛られずと言わなくても皆さん縛られるつもりはないと思えますけれども（笑）、菅首相が到着されるまでの間というのもおかしいですが、また今日は資料もいろいろいただいておりますので、それも含めて御意見をいただければと思えます。

玄葉さんから一言、今のビジョンやその辺のことについて何かございますか。

○玄葉内閣府特命担当大臣 先ほど金子先生がおっしゃっていたように、私と逢坂政務官と松井「新しい公共」調査会会長代行とで入って議論をした結果をととてもわかりやすくまとめてくださっているというのが率直な印象でございます。あとは座長にお任せします。

○金子座長 それでは、官房長官、官房副長官なども含めまして、どんどん御発言いただきたいと思えます。

また、すみませんが、いつものとおり、3分ルールで、3分で切り上げていただいて何度か発言していただきたいと思えます。それでは寺脇さんからで、次は山口さんお願いします。

○寺脇委員 意見の前に、ちょっと御報告をさせていただきたいと思えます。今、座長からありました専門委員会がずっと開かれていまして、たまたま私はちょうど開催日にいつも都合がついたものですから毎回両方の委員会に出していただいているんですけども、非常に活発な議論があつて、また現場に近い方がいっぱいおいでになっていますので、非常に足が地に付いた議論ができて、その中でいろいろなことが進行しているということをまず御報告させていただきたいと思えます。

その上で、私も今日の方向案には大賛成ですけれども、さっき予算の御説明がありました。私も役人をしていましたので、霞ヶ関がこうやって関連予算と言って出しますね。それはそれでやってもらわなければいけないんですけども、やはりそれ以外のところ、つまり寄附税制だって例えば財務省から見れば財務省に本来、来るべき金がそちらに行ってしまうんじゃないか。あるいは、今どんないいことをしようとしても財源があるのかとか、財源論みたいなことをすぐ言われます。それを、やはり私たち自身もこちらで財源をどうつくるのか。財源というか、財源に変わるものをどうつくるかということを考えてつやっついていかないと、あれもやりたい、これもやってくれではだめだと思えます。

2点だけ申し上げれば、今日の資料7で前回もあれですけれども、専門委員会の方で休眠口座をどう使えるかというような研究をしていただいております。それは最終的には政府、政治が判断していただかなければいけないことではしょうけれども、これだったら別段、今の国家予算をどこかこ

ちらへ持ってこいという話ではない。そういうことも踏まえて、新たな提案をしていかなければいけないんじゃないか。

この休眠口座の使い方についてはまた議論があると思いますが、私の周りの若い学生たちと議論をしているのは、例えば奨学金制度について、これを原資にしてあらゆる学生に希望するだけの貸与ができて、無利子貸与ができるようにしていこうじゃないか。それは、一応原資をここでつくれば無利子貸与というのは何となく返す感じになるのですが、我々が議論しているところでは逆年金と言っているんですけども、返すと言っても返すのではなくて、その返した金が次の世代の奨学金に充てられていく。年金の話ばかりが出てきていますけれども、逆に若い人たちが自分の次の世代が大学に行けるようにしていくというようなことを積み重ねていく最初のスタート資金とか、もちろんこれはまだアイデアの段階ですけども、そういうことを考えていかなければいけない。

もう一つだけ例を言えば、今日、白井さんが出していただいている資料6でタイガーマスクの話が朝日新聞に取り上げられていますが、一方で同じ朝日新聞のこの何日か前には、小学校の図書館に本が少ないから国が何とかしろみたいな話が出ている。それはおかしいと思うんです。これだけ日本には本があふれているのに、なぜ小学校に足りないのかということを考えなければいけないので、それをダイレクトに地方交付税がどうのとか、国が出せよという話ではなしに、では我々の方で日本にこれだけある本が子どもたちの小学校や中学校に行くにはどうしたらいいかということや市民の間とか、国民の間で考えていって、うちに余っている本が本当はあるんだけどこうするという仕組みをつくらうとか、そういう議論をしていくというのがさっき座長のおっしゃったようなことになっていくのではないかと思います、ちょっと最初に申し上げさせていただきました。

○金子座長 ありがとうございます。それでは、山口さんお願いします。

○山口委員 まず最初に座長、寄附税制に関する早期実現に関する提案を委員一同の総意としてまとめていただきまして本当にありがとうございます。

この後、菅首相に手渡すということで非常に期待しているのですが、今日欠席した早瀬委員からこの寄附税制に絡んで提案があります。資料9の方に書かせていただいたんですが、前回のこの推進会議のときに仮認定取消しを受けた法人にかかる役員等の欠格事由に関しまして、NPO法人における社員もその欠格の対象になるということで、逢坂さんからちょっとそれは問題かもしれないという御発言があったんですけども、資料の2ページの方にありますように株式会社は今どうなっているかといいますと、株式会社で株主になっている個人が何か不祥事を起こしても、それだからと言ってその企業に対する入札の停止とか、そういった制裁が行われるわけではない。

それを考えますと、確かにNPO法人は社員によって成り立っているわけであり、意思決定にも参加しているわけですけども、その関わりというものが非常に弱いことも含めて、社員が不祥事を起こしたからと言ってそれに関わるほかのNPO法人もそれで影響を受けるということに関してはちょっと問題ではないか。いかがなものかということで、重ねて社員に関しての規定を削除していただきたいということを改めて申させていただきますと思います。

それと、もう2点ほどあります。1つは、先ほど座長が取りまとめていただきました幾つかの論

点の中で企業に関する部分で、企業が有価証券取引報告書などにおいて経済的な財務諸表などに開示して情報開示をしておりますが、そういう情報開示の対象として環境や社会あるいはガバナンス等を含めた非財務情報についても公開していただく。それによって社会も企業に対して、より実態を見せることができる。よい企業に対して応援しようということになるということで、この点についても入れていただければということです。

それともう一点、先日、大学入試センター試験がありまして、これに対してNPO/NGO業界で非常に話題になったことがあります。といいますのは、現代社会の中に2問ほど非常にNPOの事業にとって勇気づけられるような質問がございました。

1つはMDGs、ミレニアム開発目標が問題の中に掲げられていまして、それに関する質問が出てきている。もう一点は、まさしく現在、我々が議論しております「新しい公共」に近い形で「支え合い、助け合い社会の実現」が非常に重要であるというものが明確に出ておりました。

学校教育の中でこういう国際協力ですとか、あるいは日本の中での支え合いに関する教育というものが行われるのは非常に重要でありまして、先ほど座長が取りまとめられておりました「新しい公共」のモデルとなる取組みの紹介とスケールアウトを促進する。そういった意味では、学校が果たす役割というのは非常に大きい。義務教育のときから未来を担う子どもたちが互いに助け合い、支え合うということを理解し、実践する。

それがボランティア点数制というふうになってしまうと必ずしもいいとは言えないんですが、少なくともそういうことを積極的に学校教育の中で推し進める。更に言えば、それが地域から更に地球規模に及んで、地球市民としてすべての人々、すべての生き物に対して共感するというようなマインドがつくられる、醸成されるということがまさしく重要ではないかと思っておりますので、是非そういう教育分野での充実、促進というものを促していただければと希望いたします。以上です。

○金子座長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただいておりますけれども、これをどういう形で具体的な先ほどの「実現のアプローチ」にするかが重要ですね。今日議論することは時間的に無理だと思いますけれども、また後日改めて。提案の発言だけではなく、皆で何か声明を出すとか、具体的にどこかの省庁と話をするなどということで実現のアプローチを進めていきたいと思っております。今日は、とりあえず御意見をいただきながら方向性を確認いただければと思います。

なお、センターテストはちょっと難しい問題もNPO関係であって、私には解けない問題もありましたけれども、なかなか早いなと思いました。ありがとうございます。

では、どうぞお願いします。

○逢坂総務大臣政務官 社員についての御指摘、再度いただきました。今回、株式会社の例も出してということで、御指摘の趣旨も踏まえて前回もお話をしたとおり検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あとは、情報公開に関しては専門調査会でもどうあるべきかという議論を進めておりますので、今日の御意見もまた参考にさせていただきます。

それから最後ですが、センター試験にそういうものが出るというのはやはりすごいなと。私は実は共通一次の第1期生なものですから、随分変わったなと思っております。学校教育だけではなくて、実

は地域づくりにおいても子どもたちがどうやって公の社会に関わるかということは非常に大事だと思っておりますので、山口委員の指摘も踏まえて、またいろいろと考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○山口委員 もう一点だけ付け加えさせていただきますと、前回お話をしたように今年がボランティア国際年プラス10ということで、国連が積極的に推進し、また日本政府も積極的に進めようとしておりますので、是非こういう機会にボランティアというものが日本の社会の津津浦浦、教育を含めて普及するよというこをこの推進会議でも普及に協力していただければと思っております。

○金子座長 ありがとうございます。先ほど私は、御意見をいただいたものは出しっ放しにならないようにと言いましたけれども、推進会議では、ここに政策について当事者の方がたくさん来ておられます。それらの方々から「私がやる」というふうに言っていただければ、それで実現のアプローチが進めるのではないかと思います。先ほど来、政府関係者からは発言のあった予算のところでも、例えばNPOバンクについて十分かどうかは別にして既に予算案のところに記述が入っています。ここはそういう場でございますので、是非政府側、また党側の方も遠慮せずに御発言いただきたいと思ひます。

それでは、兼間さんどうぞ。

○兼間委員 社員のこについて山口委員そして逢坂政務官からご回答などコメントがありましたけれども、早瀬さんが仰っておられるメンバーつまり社員に欠格事項があったときの件ですが、多分、想定しているのは組織がかなり大きい場合のこと、大阪ボランティア協会とか、私の方の日ケアとか、あるいは市民協など不特定多数の人たちも相手にする形態の場合は、誰でも出入り自由の傾向が高いので、欠格事項を重くするには、やや案じられると思うんですけども、組織によっては、不特定多数ではなく一定のメンバーいわゆる社員で固まって運営している団体も少ないないかもしれません。

各団体にはメンバー構成に差があると思ひます。そこをよく調査された上で、どう方向づけるか。多分、日本の社会の中でNPO法人の底上げを支援するという意味では、リスクも含めて柔軟に進めていくという方向もあると思ひますが、かなり重要な点だと思ひるので、また、根幹に触れる重要な問題だと思ひるので、その点を合わせて御検討いただきたいと思ひます。

それからもう一点、自治体及び行政マンの方々は「新しい公共」の進捗状況などについて、現状どこまでご存じでしょうか、どこまで進んでいるのかを知りたいと思ひます。

○逢坂総務大臣政務官 現在、特に認定の主体を今度は自治体の皆さんにお願いするということになりますので、その点を中心にいろいろと御議論をさせていただいております。特に知事会、それから非常に大きな役割を果たしていただくのが、数の上で非常に大きいのが東京都でございますので、東京都ともいろいろな意見調整をしながらやっているということです。

それから、知事会の方は京都の山田知事にこのトップというか、その担当の役割を担っていただきまして、山田知事とも一昨日も直接意見交換をして今さまざまな問題点の整理をしているところなんです。

○兼間委員 ありがとうございます、以上です。

○金子座長 一方で、ここは予算委員会ではございませんので(笑)、政府に要求するだけではなく、推進会議として自主的な議論をしていきたいと思えます。

では、加藤さんお願いします。

○加藤委員 毎回同じような発言をさせていただいた経過があるわけですが、先ほどの座長案の中で協同組合、特に前回の議論で佐野委員あるいは向田委員からも御発言があったイタリアのB型に代表されるような社会的協同組合の検討が明示をされたということで非常にうれしく、感謝申し上げます。

それで、今日も意見書を出させていただいておりますが、大きくは2点でございます。

1点は、先ほどボランティア国際年10周年というお話があって、それが今年であるということでもございましたけれども、この会議の初回で私は一昨年の国連総会が2012年を国際協同組合年にするということを決めていて、それに向けて各国政府に対してそれをどうするのかという国連事務総長からの投げ掛けがあって、その対応はかなり急な形で問われていると思っています。これは時間が置けないということでもございまして、何とかその方向を関係者と、それが内閣府になるのか、どういう形になるのかよくわかりませんが、何とかそういうものが前向きに検討できるテーブルなり、器なり、そういったものの設置を早急をお願いしたいというのが1点目の意見でございます。このことを今日は特に強調させていただきたいと思えます。

2点目の意見は、新しい公共の推進という観点において、冒頭に申し上げた社会的協同組合の条件と申しますか、環境整備と申しますか、そういった課題の推進が、日本においても不可欠ではないかということです。そのためにも、その調査、これは国内の事例もございまして、特にイタリアのB型という話もさせていただきましたが、取り分け欧州における実践事例等の調査研究が必要です。これらを踏まえながら、日本における社会的協同組合のふさわしい在り方を早急に検討すべきではないかと考えております。

そういう観点から、そういう条件が整備できれば古い形の協同組合であっても、その関係者がそこに向けて努力をするということも可能になってくると思えますので、是非ともこの2点の早急な対応をお願いしたい。

最後に差し出がましい言い方になりますが、社会的協同組合の検討はまずは専門調査会にゆだねられる形になっておりますので、僭越ながら私どもの考えをこの段階でお示しをさせていただいて、少しでも参考にしていただければありがたいと考えています。以上、よろしく願いいたします。

○金子座長 ありがとうございます。それでは、坪郷さん、高橋さん、お願いします。

○坪郷委員 座長案について、幾つかお話をしたいと思えます。

第1点は、座長案の中に「一人ひとりを包摂する社会」という言葉が出ております。昨日の菅総理の施政方針演説の中でも、孤立した人たちを出さないという社会的包摂戦略ということが言われています。地域の中では男性も女性もいますし、高齢者から青年まで多世代の方がいます。あるいは、外国籍市民の方が多く居住されている地域もあります。その意味で言うと、「新しい公共」の議論は、例えば男女共同参画の議論あるいは多文化共生の議論、こういったものを念頭に置きながら議論をする必要があるだろうということを1点、挙げたいと思えます。

2点目は、多くの論点があると思うんですけども、私の中でも今日は、1つは「新しい公共」と行政の関係ということで、国あるいは自治体とNPOとの関係というのは実践上いろいろな問題が生じているので、ここは制度化というのはなかなか難しいと思うんですが、しかし、少なくともルールを変えるという方向で何らかの動き、結論を出すということが必要ではないか。これが1つです。

もう一点は、大きくは座長案の2の2番目の方に市民活動団体をより活発にするための活動基盤整備ということで、制度提案が幾つか具体的に挙がっています。それで、出資型非営利法人あるいは非営利金融法人などの具体的な案や議論もこの間ずっと行われているのですが、なかなか具体的には進まない。ここは是非、進める方向で議論（具体案）をまとめていくことが私は必要だと思います。

こういう制度面からのサポートというのは市民公益税制で大きな改革がありました、さらに制度面での大きな転換をやっていくべきではないか。金融面については、休眠預金の議題について専門調査会からの提起がありましたので、私の方も情報として、市民公益研（略称）の動きについて紹介します。この研究会は「休眠預金による市民公益活動支援のための法案」の作成を行い、更に政府あるいは民主党への提案という動きが既にあります。これは、資料8に付けてありますのでごらんいただければと思います。

この休眠預金の問題も出発点は市民のお金ですので、市民のお金をまずは預金者の権利を保護するというのを基礎にして、できる限り金融業界も含めていろいろな議論をしながら、この点も新たな制度化ができればと思います。

○金子座長 福山さん、ソーシャルインクルージョンについて一言お願いします。

○福山官房副長官 ありがとうございます。今、坪郷先生から座長案にある「一人ひとりを包摂する社会」の対応と「新しい公共」との連携促進について言及をいただきました。また、座長案にこのことを入れていただいたことを、まず心から感謝申し上げます。

簡単に申し上げますと、総理の強いイニシアチブでこの特命チームができました。もともとやるようとしていることは3つです。

1つは、実は厚労省を含めて日本は格差がないということはずっと言ってきましたので、今の無縁社会だとか孤族と言われている状況について、実態的な調査が非常に足りていない。まず現実を直視しようということで上流と下流、つまりあるところで社会的排除に至ったとき、どういったところで排除に至るのかというパーソナルなヒストリーを追いかけていこうということを今、考えています。

それから、下流対策としてはいわゆる日本の公的な助成制度やセーフティネットは何が重複していて何が穴があるのか。そこも実はよくわかっていないということで、この上流、下流を共に実態調査をしっかりとしていこうというのが1つ目のミッションです。

2つ目は、そうは言っても現状でいろいろな形の社会的排除が行われているところの緊急支援、特にパーソナルサポートを充実させていく。これは恐らく「新しい公共」と非常に私は連携をする分野だと思いますが、パーソナルサポートの問題です。

それから、相談センターを一括でどうにかできないか。命の電話とか、いろいろなところで御努力いただいています、それを一つの窓口で包括できるような状況がないか。要は、相談したくてもどこにコミットしていいのかわからないという問題について今、対応したいと思っています。

そして、最後に社会的包摂戦略として今の実態調査を踏まえた上で1年がかりぐらいで社会的包摂戦略をつくりたいのですが、そのときに恐らくこの「新しい公共」の議論と相当平仄を共にする部分があって、まさにそこ自身が新しい社会の在り方を提示することになると思っておりますので、今、坪郷先生がおっしゃっていただいたように、是非こちらの実態調査等と並行して情報を我々も提供させていただきますので、一緒になって議論ができればと思っております。ありがとうございます。

○金子座長 次に高橋さんにお話いただくのですけれども、官房長官から何かこれまでのところで一言ございますでしょうか。

○枝野官房長官 1点、ボランティア国際年10周年ということで、政府としてどういう対応ができるのか。玄葉大臣、そして皆さんなども必要に応じて御相談させていただきながら、官邸の方で少し調整をしてみたいと思いますので、またいろいろとお知恵等お貸しをいただければと思います。

○金子座長 では、高橋さんお願いします。

○高橋委員 私の方は、市民セクターと行政の人材交流の問題を挙げたいと思います。

実は、私どももやっと来年の4月から福井県の若狭町という町から職員が私どものNPOに出向になるということになっていまして非常に喜んでるところです。本当は県なり市くらいの財政規模の自治体から来てもらえたらなおさらいいんだろうと思っています。町ですとちょっと財政的に負担が多過ぎるのかなというようなことで心配しております。

いずれにしても、認定NPOは昨年12月段階で188団体ということでどんどん増えているようですけれども、まだ不十分です。思い切ってその188団体、あるいはもう少し増えているのですが、そうした認定法人に行政からの人材を入れて、それで交流を深めながら認定NPOの現状はどうなっているかということをしつかりと勉強してもらうことも大事なかなと思っています。

なぜならば、今後NPOの認定のところは自治体が認定していくということになれば、やはり現場を知らずに書類上だけの審査というのはいかがなものかということもありますので、私は積極的に自治体とNPOあるいはそういう社会セクターとの交流を是非今後とも進めていただきたいと考えるわけです。そのために、各自治体への交付税の措置なども考えてみてはいかがでしょうか。ひとつ御検討をお願いします。以上であります。

○金子座長 それでは、向田さん、松井さんをお願いします。

○向田委員 座長が新しい推進会議の今後の検討事項ということで、2番の「金融面からの活動基盤整備のあり方」ということでNPOバンク、休眠預金を入れてくださったことは、本当にこれを進めていきたい、行ってほしいと思っております。

今、坪郷先生がおっしゃったように、支援という中にやはり政策制度として法制度というものを是非検討するような方向に持って行ってほしいと考えております。

それと、私どもは本当にNPOバンクも「新しい公共」だと考えているのですけれども、省庁に

よってはまだそこまで考えていらっしゃらない方が多いのかなと考えているんです。それは、例えば資料1の各府省の新たな取組みというところで、例えば6ページの「基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援」というところで、地域金融を活用したファンド等を通じて「地域の志ある投資」を促進する。そして、一番下の方ですけれども、国交省、金融庁等が連携して課題の抽出と解決策の検討を実施するというので、私どもはこれはNPOバンクも入ってのことなんだなというふうに伺いましたら、金融庁ではそういうことは考えておりません。そういう地域金融にNPOバンクが入っているとは知りませんでしたというようなお話がありまして、是非こういう中に「新しい公共」の中に入っているNPOバンクというようなことを認識していただきたいと考えているところです。以上です。

○金子座長 では、松井さんお願いします。

○松井「新しい公共」調査会会長代行 座長の資料2、資料3は本当にありがとうございます。やはり「新しい公共」は明らかに第2フェーズに今、入ろうとしていて、党としてもこれは玄葉さんが政調会長でもあるので玄葉さんを先頭にいろいろなことを、党として政府与党一体で何が検討できるかという議論を今しているのですが、やはり今日整理していただいたように制度を更に進化させていくということと、制度を支える実態を前に進めるために人的な面の協力を含めてしっかりやらなければいかぬのかなと思っています。

今、高橋委員がおっしゃったような行政、「新しい公共」を支える、例えばたくさんいる中央省庁の官僚もそうだし、NPOの方々もそうだし、消防団の方々もそうだし、地方公共団体の職員もそうですね。その公共を支える人材がそれぞれ縦割りになっているのをもう少し意識改革も含めて、これはもともと民主党政権になったときにやはり公務員制度なども抜本的に変えなければいかぬときに、公務員の意識改革を含めて例えば霞ヶ関の職員がNPOで経験を積む。そういうことを制度的に応援していくというようなことも必要ですし、自治体の職員の方々がやはり交流していくという逆サイドも必要ですし、そこを現実的に後押しをしていかなければいけないし、それを後押しするような制度をつくっていくというのは公務員制度改革、これは枝野官房長官も非常にお詳しい話ですが、総合的にやらなければいけないと思っています。

それから、ちょっとこれは政党の話になりますけれども、我々は「新しい公共」調査会というものをつくって政府と一体的に議論をしていますが、これをもう少し、例えば寄附税制1つを取っても今日も幾つか出ましたが、その要件についてやはり我々が机の上で考えていることと、現実のいろいろな団体の活動をどううまく調和させていくかということがすごく大事で、まずは法案が国会で通らなければいけません、通った後にいろいろなことが起こると思うんです。

それをきちんと政策制度にフィードバックしていくということを党としては責任を持ってやらなければいけないので、そこは場合によっては「新しい公共」調査会というだけではなくてももう少し運動的な要素を含めて、この政策が紙の上とか、あるいは机の上だけにとどまらないような活動をしていかなければいけないので、今日も貴重な御意見をいただきましたが、これではうまく回らないよというようなことは皆さんから御意見を積極的にいただいた方がいいかと思えます。できるだけそれを反映していきたいと思えます。以上です。

○金子座長 ありがとうございます。時間がもうないので、ご意見いただくのは、あと数名くらいになります。藤岡さん、北城さん、中竹さんということでお願いします。

○藤岡委員 検討事項に関しましては、私も座長案にほとんど賛同させていただいています。この中で市民セクターと行政セクター、企業セクターの人的交流がございました。

私にとらえている課題は、人の交流をする際に市民セクターの経営者の不足といえますか、社会課題を解決しながら、なおかつ自ら資源もというのは、そんな簡単な経営ではございませんので、その経営者がいないのが今は大きな課題となっていると思います。その方がきちんと生活できるだけの賃金を得ながら経営できるという環境整備の視点がひとつ必要であろうと思っています。

それからもう一つ、市民セクターと行政との公契約協約の在り方です。これに関しましては今、専門調査会で議論いただいておりますが、やはり納税者の方にちゃんと説明ができて、民間のよさが発揮できるような契約の在り方ということで今、大きくとらえているのは参入規制の問題ではないかと思っています。それから、特に施設整備に関しては各法人形態で補助の在り方が違うと思いますので、その辺りのところが平準化されれば担い手が非常に増えてきて、量と質の拡充になるのではないかと思っています。

それから、市民参加に関しましては私もどんどん進めていただきたいんですけども、やはり主権者としての市民のコントロールの基の行政経営の確立ですので、その部分の視点を忘れないで方向性ということで検討させていただきたいと思っています。以上です。

○金子座長 ありがとうございます。それでは、北城さんお願いします。

○北城委員 まず、今回の市民公益税制というのは非常に重要な制度だと思います。基本的な価値観を変えるので、是非この法案が成立できればと思いますが、その上でこの法案がどれだけ成果があったのかということを確認するために、現状で個人の寄附は幾らされていて、この税制の適用によってどれだけ推進されたのかということ調べるためにも、現状をまず把握しておいていただきたいというのが1点目です。

2点目は、これが大きな成果を出すためにはやはり「新しい公益」認定制度が拡充されて、多くの公益認定の法人が増えない限り大きく活用できないと思うので、公益認定の仕組みは今回23年度で改正できるのか。それとも、それが24年度になるのか。特に、パブリックサポートテスト辺りのところの拡充というのは非常に重要だと思います。これが大きく広がらないと、せっかく制度をつくっても実際に使えるところが少なくなってしまうというのが2点目です。

それから、3点目は社会起業家ということで会社を起こして社会的な問題を解決する人たちがたくさん出てきています。それに対する税制で、この資料の中には総合特区を使った場合にはそういう社会起業家に対しても税制優遇というお話があるのですが、現在創業支援税制でエンジェル税制というすばらしい税制があります。実は、そのエンジェル税制はもともと研究開発用につくられた税制なのですが、実際の適用例では地方で新しい雇用をつくるようなことにも適用されているので、これは政府の方針としてエンジェル税制はこういう社会起業家にも適用できるんだというような方向を出せば、この税制は経済産業省による認定なので、今でも法案をつくらなくてもできるはず。総合特区でなくともエンジェル税制の拡充というのはできるのではないかと思います。

ただ、名前は創業支援税制とか、言葉の言い方は変えた方がいいと思います。実際にそういうふうに言われてはいるのですが、エンジェルという言葉には余りなじみがない。

終わりに、余り大きいことではないのですが、3ページの資料を見ると「きふ」という字が「寄付」だったり「寄附」だったり、あちこちばらばらなのですが、どちらかに統一していただいた方がいいと思います。

○金子座長 ありがとうございます。それでは中竹さん、すみませんが手短かにお願いします。

○中竹委員 まず、座長案には非常に感銘して同意しております。

もう既に議論されているかと思うんですけども、1点あるのは、ちょっと視野を広げるためにも金子先生の資料3の中にも社会ビジョンの中で「すべての人にとって」とありますが、この「すべての人」の定義を今、日本に住んでいる人ということに限らず、ここに住んでいる企業の人もそうですし、既に海外に行ってしまった人たち、いろいろな税制の枠があるから海外に行って海外で成功してしまった人たち、けれども、日本には思い入れがあるという人たちや、外国人で日本に来た人たち、あとは日本が好きで来たという人たちが「新しい公共」に具体的にわかりやすく参加できるような目玉が戦略的にひとつあるとわかりやすいかなと。

私の実際の経験上、本当に小学校の地域の中で学校づくり、地域づくりをやったんですけども、これこそ最初に手掛けたのは地域ではない人、学校にいない人をあえて連れてきて、そこで初めて、「そうか、自分たちの地域というのはこうなんだ」と、やはり違う人たちが交わって初めてそこから地域づくりがスタートしたということがあるので、今回も日本ということに限らず、視点や枠を一回広げるというのはすごくいいなと思っています。

あとはタイガーマスクの話もありましたけれども、1点だけ報告です。ラグビー協会というところに所属しているのですが、修ちゃんというある審判の方の息子さんが非常に重い病気になって、本当に個人的な寄附から始まったんですけども、メディアにも出させてもらったんですが、3か月未満で1億5,000万集まりました。会場での寄附ですね。普通の寄附です。それくらい多分、日本は寄附に関して非常に大きな力を持っていますので、打ち出し方と共感の仕方の仕組みさえ持てば、非常に明るい未来がくるかなと思っています。以上です。

○金子座長 ありがとうございます。ちなみに、ラグビーでタイガーと言えば慶応でございますね（笑）。これは寄附には関係ないのですが。

それでは、逢坂さんから一言お願いいたします。

○逢坂総務大臣政務官 今、北城委員から御指摘のありました点で、まず所得税については23年分の所得から、それから住民税は23年中の寄附からということでございます。

あとは、いわゆる新しい認定の仕組みでございますが、これからの法案審議の中にもよるのですが、できれば24年からと思っています。

○北城委員 せっかく税制ができて、対象になる組織が190では余り大きな力にならないので、できるだけ早くやっていただいた方が大きな動きになると思います。

○逢坂総務大臣政務官 御指摘も当然だと思います。今、その点について自治体の皆さんともいろいろ議論をさせてもらって、実際に今度は認定の主体が変わっていきますので、そこは現場の雰囲気

気も踏まえながらやらせていただきたいと思います。

○北城委員 抜本的な改革は24年でもいいのですが、せめてパブリックサポートテストを広げるところだけでも23年度からやっていただければ、それだけでインパクトが違うと思います。でなければ、社会が盛り上がりません。

○逢坂総務大臣政務官 法案が成立すれば、PST要件の見直しは平成23年度から実施となります。

○金子座長 通ればということですね。

ありがとうございました。今日は時間がちょっと短いんですけども、大変活発な議論をいただきました。

それでは、寄附税制改正についての声明の発表を行いたいと思いますので、プレスを入れていただきたいと思います。

(プレス入室)

○金子座長 委員の皆様にも事前にお諮りさせていただきましたが、資料4というものがございます。そのとおり、寄附税制改正についての声明を本推進会議委員一同として発表したいと思います。

「 寄附税制改正の早期実現を

「新しい公共」推進会議では、昨年11月12日、NPO法人やその他の非営利法人にかかわる寄附税制や認定NPO法人の認定基準などについての提言を作成し、市民公益税制PTや民主党の新しい公共調査会に提出した。その後、推進会議の提言内容を反映した税制改革案が平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた。大胆な税制改革のとりまとめにあられた総理をはじめとする政府・与党関係者に対して、敬意を表したい。

昨年末から「タイガーマスク」等を名乗る善意の寄附が各地で広がり、「誰もが誰かのために貢献することができる」とのメッセージが伝えられている。こうした人々の思いは、国民一人ひとりが主役となり支え合うことが重要であるという私たちの問題意識と共鳴するところがある。こうした善意の広がりが一時のものに終わらないようにするためにも、また、私たちの目指す「支え合いと活気のある社会」の実現を後押しするためにも、今回の寄附税制の見直しは、まさに時宜を得たものとする。

寄附税制の改正を中心とする関連法案が、昨日招集された通常国会において、党派を超えた賛同を得て成立することを強く望む。」

以上です。

それでは、総理から御発言いただければと思います。よろしくお願いします。

○菅内閣総理大臣 「新しい公共」推進会議で今、金子座長の方から寄附税制についての改めての提案をいただきました。

今もお話がありましたように、タイガーマスク現象というのか、ある意味で機会があれば寄附をしたいという思いを持っておられる方が多いはずであるにもかかわらず、私もテレビを見ておりましたらなかなかそういうチャンスがないというか、どこに寄附をしていいかわからない。あるいは、それが本当にちゃんと使われるのかわからないからしないんだという回答が大変多かったように思

います。

そういった意味で、今も御議論いただきましたが、認定NPO法人というものが余りにも現在少な過ぎるわけでありますので、それをしっかりした形で同時にもっと範囲を広げる。それと同時に、寄附税制についての税額控除を導入していく。このことは皆さんからの提案でもあり、内閣としても最優先で取り組んでまいりたい。法案や税制も出しておりますが、これは本当に超党派で成立をさせていただければありがたいと思っております。

また、この「新しい公共」と非常に大きく重なりますけれども、一人ひとりを包摂する社会の実現ということで、実践的な形の特命チームをつくりました。座長には福山官房副長官、それから副座長には湯浅誠さんと清水さん、それぞれ貧困や自殺問題でいろいろな活動をされている方であることは御承知だと思いますが、そういう体制でとにかく社会の中で一人ひとりが孤立していくことが不幸な自殺といったことにもつながっているということを考えて、皆に居場所と出番があるような社会をつくるということを目指して、この特命チームもこれから活発に活動してもらいたいと思っております。

いずれにしても、この「新しい公共」、鳩山内閣のときから含めて皆さんにいろいろ御苦勞いただいておりますが、内閣としても精一杯、皆さんの提言を実現するために頑張りたいと、お礼の気持ちを込めて申し上げておきたいと思っております。どうも今日はありがとうございました。

○金子座長 それでは、玄葉大臣の方からも一言お願いします。

○玄葉内閣府特命担当大臣 今日の議論を聞かせていただいて印象に残ったのは、大学入試センターの試験に、いわば住民が自分の経験を活かして地域の課題に積極的に関わることが望まれるというものが明確に出されているということです。まさに「新しい公共」、「活私豊公」の社会が必要だという認識の下でこういったことが書かれているのだろうと改めて思いました。

タイガーマスクの話は、一つの特徴は将来世代に対して匿名ではありますけれども、使い道を自分で決めているということではないかと思っております。ですから、まさに総理もおっしゃいましたけれども、認定の団体を増やして自分で払う税金は自分で使い道を決められるという社会にしていく。

また、中竹委員がラグビー協会に寄附を募ったら、ちょっとした期間で1億5,000万円集まったとおっしゃいましたが、潜在力は間違いなくあると今回のタイガーマスク現象を見ても思いますので、一時的な現象に終わらせないように、しっかりとこれからも「新しい公共」の推進に向けて取り組みたいと思っておりますので、これからも御指導、御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

(プレス退室)

○金子座長 ありがとうございました。時間は5分過ぎましたが、次回の日程等については事務局から改めて御連絡させていただきます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。